

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時  
令和3年12月6日（月曜日）  
午前10時00分開会、午後1時29分散会  
（休憩 午後0時04分～午後1時00分）
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、  
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、畠山担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 政策企画部  
石川政策企画部長、坊良副部長兼首席調査監、  
照井技術参事兼政策企画課総括課長、加藤政策課長
  - (2) 総務部  
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、  
戸田特命参事兼法務・情報公開課長、加藤人事課総括課長、山田財政課総括課長、  
今野税務課総括課長
  - (3) 復興防災部  
戸舘復興防災部長、菊池副部長兼復興危機管理室長、武蔵放射線影響対策課長
  - (4) ふるさと振興部  
熊谷ふるさと振興部長、松村参事兼市町村課総括課長、菊池国際室長、  
高橋交通政策室長、松本科学・情報政策室長、小野寺地域交通課長、  
佐藤特命参事兼科学技術課長
  - (5) I L C推進局  
高橋 I L C推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長
  - (6) 議会事務局  
下山議会事務局次長、米澤総務課総括課長
  - (7) 警察本部

長谷川警務部長、玉澤生活安全部長、吉田警務部参事官兼警務課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 議案の審査

ア 議案第7号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第9号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

イ 議案第8号 岩手県県税条例

ウ 議案第13号 岩手県県税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

エ 議案第9号 岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

オ 議案第11号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

カ 議案第17号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

(3) 請願陳情の審査

受理番号第44号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請願

(4) 次回の委員会運営について

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、12月2日の本会議において、本委員会の委員に所属変更されました中平均委員を御紹介申し上げます。

中平委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○中平均委員 おはようございます。中平でございます。凶らずも2回だけ飛ばして、また総務委員会に戻ることができました。この機会をいただきましたので、皆様に感謝しながら、また総務委員会で精いっぱい頑張りたいと思いますので、委員長を初め皆様の御指導をよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回当委員会の委員になられました中平委員の委員席は4番とし、委員席はただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第7号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第7号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、3回目のワクチン接種や医療機関、介護施設等の感染防止対策のほか、困窮する高齢者世帯、障がい者世帯、独り親世帯等に対して生活支援を実施する市町村への補助等に要する予算を計上したものでございます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。まず、第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億9,081万1,000円を追加し、補正後現計を8,631億5,688万6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございまして、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、4ページから5ページ、第2表繰越明許費及び第3表債務負担行為の補正につきましては、当委員会所管のものはございません。

歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、地域医療介護総合確保基金に係る積立金の補正に伴い増額するものでございまして、8,458万7,000円の増額となっております。

4ページ、2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として医療機関の資機材整備に要する経費の補助や、ワクチン接種体制確保のための国庫補助事業の補正に伴うものでございまして、6億4,325万1,000円の増額でございます。

次に、5ページ、12款繰入金のうち、2項基金繰入金につきましては、介護サービス事業者等感染症対策継続事業の財源とするための地域医療介護総合確保基金からの繰入金の補正でございます。1億2,688万円の増額でございます。

次に、6ページ、13款繰越金につきましては、今回の補正に伴い必要となる財源についての補正でございまして、5億3,609万3,000円の増額でございます。

以上、御説明申し上げますとおり、今回の補正で増額する歳入総額は13億9,081万

1,000円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。7ページをお開き願います。当委員会の所管に係るものは、いずれも新型コロナウイルス感染症対応等による年間業務量の増加に伴う超過勤務手当の増に要する経費でございます。1款議会費、1項議会費につきましては233万6,000円、次の8ページ、2款総務費、1項総務管理費につきましては2億822万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号岩手県県税条例及び議案第13号岩手県県税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第8号岩手県県税条例について御説明申し上げます。

議案（その3）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の制定の趣旨ですが、地方税法第3条の規定に基づき、県税の賦課徴収に関し必要な事項を定めようとするものであります。これは、県民にわかりやすく、かつ将来にわたり適正な内容で条例を維持していくことが可能となるように、現行の岩手県県税条例の規定方法を見直すものであり、多くの条文に手が入ることから、新たに制定することとしたものです。

次に、2の条例案の内容ですが、(1)の通則から(13)の目的税の狩猟税までを定めるものです。なお、規定に当たりましては、現行の岩手県県税条例が地方税法の規定を重複して規定しているところですが、新たな岩手県県税条例においては県の独自規定や地方税法による個別の条例委任事項を規定し、その他の取り扱いが地方税法の定めるところによる旨を規定することにより、地方税法と県税条例で規定が重複しない内容に見直しております。

最後に、3の施行期日等ですが、この条例は令和4年1月1日から施行し、現行の条例

は廃止とします。また、所要の経過措置を講ずるほか、個人の均等割の税率の特例等について定めるものです。

続きまして、議案第13号の岩手県県税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。議案（その3）の75ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の制定の趣旨及び2の条例案の内容ですが、岩手県県税条例の施行に伴い、2の(1)から(9)に掲げる九つの関係条例について整備をしようとするものです。

次に、3の施行期日等ですが、岩手県収入証紙条例から地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例までは、令和4年1月1日から施行し、岩手県県税条例については令和4年4月1日から施行するものであり、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第9号岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その3）の50ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、地方税法の一部改正に倣い、産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等をもって当該産業廃棄物税関係帳簿の保存等に代える場合において、課税地を管轄する広域振興局長の承認を要しないこととするともに、あわせて岩手県県税条例の制定に伴う所要の改正をしようとするものであります。

次に、3の施行期日等ですが、令和4年1月1日から施行するものであり、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○玉澤生活安全部長 議案第 11 号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 3）の 67 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております議案第 11 号条例案の概要により説明させていただきます。

初めに、1 の改正の趣旨であります。銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可の申請に対する審査等について手数料を徴収することとし、及び経験者猟銃等講習手数料の範囲を拡大しようとするものであります。

手数料の額に関しましては、地方自治法第 228 条第 1 項において、地方公共団体が徴収する手数料のうち、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務に係るものについては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として、条例で手数料の額を定めなければならないとされており、今般銃刀法の一部改正に伴い標準政令の改正案が示されましたところ、標準政令に示された額と同額の手数料を規定しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容であります。条例別表第 6 に掲げる手数料に関して、次の 2 点でございます。1 点目は、条例別表第 6 に掲げる手数料のうち、クロスボウに係る許可等の手数料について新たに徴収するものであります。2 点目は、条例別表第 6 に掲げる経験者猟銃等講習手数料の範囲を拡大するものであります。これにつきましては、猟銃及び空気銃の取り扱いに関する講習会に係る手数料について、標準政令に倣い、経験者猟銃等講習手数料の対象となるものの範囲を拡大するものであります。

次に、3 の施行期日であります。この条例は令和 4 年 3 月 15 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 県内でクロスボウを所持している方は何人ぐらいいるのか。また、今後手に入れる際は、どういう方法で手に入れられるのかお伺いします。

○玉澤生活安全部長 警察本部として、確実に把握している数というのはございませんが、今回の改正に伴いまして、家族が残していったものがあるがどうしたらいいのかという問い合わせが2件ほどありましたので、県内に2件ぐらいは確実にあるのだろうという範囲で捉えています。

それから、入手の方法なのですが、現在警察本部として把握している販売店はございません。警察庁の調査により、全国でインターネット販売をしているということは承知しております。

それから、手に入れるためにはどうするかということなのですが、販売店に連絡して入手する、あるいは海外の販売店に連絡して入手するという方法になろうかと思えます。

○城内よしひこ委員 入手の方法はわかりましたが、入手をしたならば警察に届けるということでしょうか。

また、そういったものが簡単に手に入るということはいかかなものかと思うのですが、そういったことへの対策というのは今後考えていかないのかお伺いします。

○玉澤生活安全部長 流れから申しますと、まず現にクロスボウを所持している方がいらっしゃいますが、今回の法改正で許可申請を申し出ることになっております。ここでしっかり申請を受けて、そして身元の確認と言えちょっと語弊があるのですが、所持して大丈夫なのかを、銃砲刀剣類と同じようなイメージで調査をいたします。御本人はもちろんですが、御家族、それから近所の方々からも評判を聞かせていただいて、警察的に所持して大丈夫というところを公安委員会に諮り、そのもとに許可がされるという流れになっております。

それから、新たに所持する場合の対策ですが、これにつきましては、警察庁からの確認では、販売店において身分証などでしっかりと身元確認を行い販売するという流れになっております。加えて、先ほどのような改正の流れになりますので、現に所持している人、あるいはこれから所持する人は、今回の改正に伴い、公安委員会の許可が必要となります。

○名須川晋委員 射撃練習資格というのはどういうイメージをしたらいいですか。どういところで練習をするのか、その安全確保も含めて教えていただけますでしょうか。

○玉澤生活安全部長 射撃練習機関ということなのですが、全国的には射撃大会などがありますし、あとは、岩手県ではないのですが、動物等の健康状態等を見るために麻醉銃により撃つ場合に、いきなり本番ではないと思えますので、どこかでそのような練習をしていると思うのですが、警察本部としては今のところ射撃訓練場のようところは把握しておりません。これから警察庁からの色々な指導を受け、そういったところもしっかりわかってくれば、今後御説明できると思えます。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第 17 号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 3）の 88 ページ、最後のページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

まず、提案の趣旨についてでございますけれども、令和 4 年度において公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額 104 億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、令和 4 年度における発売額 104 億円の考え方でございますけれども、これにつきましては令和 3 年度における本県の発売計画額約 91 億 2,000 万円を基に、本年 10 月の全国自治宝くじ事務協議会で可決された令和 4 年度の全国の発売計画などを考慮して設定したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 44 号東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請願を議題といたします。

その後、当局から参考説明はありますか。

○武蔵放射線影響対策課長 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請願につきまして、お配りしております請願に関する説明資料により御説明させていただきます。

なお、資料は10月8日の委員会以降の動きについて時点更新しておりますので、当該部分について御説明させていただきます。

資料4ページをごらんください。資料4ページ、(3)、方針決定に係る本県の対応状況の令和4年度政府予算要望についてでございますが、下線を付しているところが更新した部分でございます。こちらは、6月に実施しました令和4年度政府予算要望の反映状況等を踏まえ、11月29日、ALPS処理水の処分に関する丁寧な説明と慎重な対応を求める要望を再度経済産業省の関係省庁宛て提出し、改めて要望を行いました。

次に、5ページをごらんください。5、基本方針決定後の国による説明会等の状況についてであります。11月18日、19日に福島第一原子力発電所ALPS処理水の処分に関する基本方針説明会を盛岡市と宮古市の2会場で開催いたしました。この説明会についてであります。これまで県ではALPS処理水の処分方針について、国が責任を持って市町村や関係団体等に漏れなく丁寧な説明を行うよう国に要望してきたところですが、広く県内の市町村、関係団体の方々に直接国及び東京電力の説明を聞いていただくため、国に働きかけて開催したものです。説明会には、市町村や農林水産業関係団体など、2会場で58団体、計168名の出席がありました。

説明会の概要であります。資源エネルギー庁から安全性や方針決定の経緯、当面の対策等について、また東京電力からは処理水の取り扱いや賠償等について説明の後、質疑が行われました。出席者からは、方針決定に至るまでの経緯に関する質問、意見や、処理水の安全性や風評被害を懸念する意見、トリチウム除去の技術開発に関する意見、漁業の支援策などについての質問が出されました。以上で説明を終わります。

○菅野ひろのり委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○城内よしひこ委員 確認ですけれども、私的にはまだまだ説明が足りないと思っております。東京電力では、今後もいろんなところで説明会等の計画はあるのかお伺いしたいと思います。

○武蔵放射線影響対策課長 今後の説明会の予定についてでございますが、具体的な日程というものは定まっておりません。ただ、今回の説明会におきましては、さらに丁寧な説

明が必要といった御意見、また説明の対象者、あるいは開催方法についての御意見なども出されておりますので、そうしたさまざまな御意見も踏まえながら、国に働きかけを行っていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」「採択」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から（仮称）公文書の管理に関する条例骨子案についてほか3件について発言を求められております。

今回4件の報告がありますので、質疑の方法につきましては、初めに執行部からの2件の報告の後に当該報告に対する質疑を行い、次にほかの2件の報告後に当該報告に対する質疑を行うこととし、その後委員からのこの際発言をしたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

それでは初めに、（仮称）公文書の管理に関する条例骨子案についてほか1件について発言を許します。

○戸田特命参事兼法務・情報公開課長 この際、（仮称）公文書の管理に関する条例の骨子案について、お配りしている概要資料により御説明させていただきます。

まず、条例制定の趣旨についてでございますが、公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとり、公文書が県民共有の財産であることを明確にし、その管理を県民に対し責任を持って適切に行っていく姿勢を明らかにするとともに、より一層適正文書管理体制を確保するため、文書管理に関する統一的なルールを定める条例を新たに制定しようとするものであります。

次に、条例の規定事項についてでございますが、1、条例の目的として、公文書の意義を明記するとともに、適正文書管理により、県等の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全うする旨を定めるものであります。

2、実施機関については、文書管理と情報公開制度は密接な関係にあることに鑑み、情報公開条例の実施機関と同一とするものであります。加えて、本条例の趣旨を踏まえ、議会も実施機関として、県の機関で統一的に運用する体制を構築するものであります。なお、

県が設立した地方独立行政法人等につきましては、情報公開条例と同様にみなし実施機関として定めます。

3、条例の対象となる文書については、行政文書として議会を除く実施機関の職員が作成、取得した文書、議会文書として議会事務局の職員が作成、取得した文書、法人文書として地方独立行政法人等が作成、取得した文書、歴史公文書として歴史的に重要な価値を有する行政文書、議会文書または法人文書、特定歴史公文書として歴史公文書のうち、公文書管理委員会により選別され、一般の利用に供するため保存措置が講じられたものとし、総称して公文書と定義したいと考えております。

4、行政文書等の管理については、行政文書及び議会文書の作成や管理等に関する基本的事項について定めるものであります。なお、細目については、従来どおり各実施機関が訓令等で定めることといたします。

5、法人文書の管理については、行政文書等の管理に関する定めに準じた管理をする旨、規定するものであります。

6、特定歴史公文書の保存、利用等については、特定歴史公文書として選別された文書の取り扱いに係る基本的事項を定めるものであります。なお、利用請求の取り扱い等については、情報公開条例における開示請求の取り扱い等に準じた内容とする予定でございます。

7、適正な文書管理を維持していくための体制整備として、公文書の適正管理に関する事項を調査、審議するための公文書管理委員会を設置することとし、その組織、所掌事務について定めます。

8、その他について、県の出資法人及び県の公の施設を管理する指定管理者について、情報公開条例と同様に文書の適正管理に関しても必要な措置を講ずる努力義務を定めるものであります。また、文書管理に係る体制整備や刑事訴訟に関する書類及び押収物に関する適用除外等について定める予定でございます。

9、施行期日について、令和4年6月定例会への提案に向けて作業を進めており、令和4年10月1日施行を目指すものであります。今後、この資料をパブリック・コメントに付して最終案を作成する予定でございます。

次ページ以降は、ただいま説明しました骨子案の資料となっておりますので、後ほどごらんいただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○山田財政課総括課長 この際、全国型市場公募地方債の導入について、お配りしている資料により御説明させていただきます。

地方債に係る資金の調達につきましては、これまで財政融資資金等の公的資金や地元金融機関からの借り入れを中心に行ってきたところでございますけれども、令和4年度より新たに全国型市場公募地方債、いわゆる市場公募債を導入するものでございます。

1の(1)、市場公募債については、地方公共団体が銀行や証券会社等を引受会社として、全国的に幅広い投資家を対象として発行する地方債であり、令和3年度は全国で39の都道

府県、20 政令指定都市が発行を予定しております。

(2)の導入の目的についてでございますけれども、公的資金の縮小が進む中で、県内外の金融機関、証券会社から資金調達が可能となるなど、調達手段の多様化を図ることで、さらなる民間資金の拡大や安定的な資金調達手段の確保が可能になるものと考えております。

2の発行内容についてでございますけれども、調達額は100億円、満期一括償還による発行を予定しております。

また、発行方法につきましては、複数の金融機関及び証券会社から構成される引受シンジケート団を組み、県とシンジケート団との協議、交渉により発行条件を決定するシンジケート団方式を予定しております。

発行時期につきましては、令和4年10月ころの発行を予定しておりまして、今後準備を進めていくこととしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○中平均委員 (仮称) 公文書の管理に関する条例の骨子案についてお伺いします。

まず1点目は、今回公文書管理の条例の制定を、この時期にした理由を改めてお伺いします。

次に、保存方法ですけれども、本会議等でこれからデジタル化が進んでいく中で、行政文書をデジタルにしていきたいというのがありましたけれども、そこに関連して、どのように保存していくのか。これからの文書はデジタル化で保存になると思うのですが、以前の紙媒体で保存しているものはそのまま紙で保存するのか、例えば国立国会図書館のようにマイクロの記録媒体に順次移行して保存していくのかというのの一つ。

もう一つは、保存期間ですけれども、今は、3年、5年、10年、永年となっていると思いますが、例えば電子化した場合に、保存スペースというのは極端に要らなくなりますよね。文書庫に行って探さなくても、検索できるようになるということだと思うのですが、そういう点を踏まえて保存期間をどう考えていくのか。骨子案の説明だと、東日本大震災津波に関連する文書は保存期間満了後も、今後の大規模災害等に関して保存してあるということだと思うのですが、その線引きをどのようにやっていくのかという点をお伺いします。

○戸田特命参事兼法務・情報公開課長 まずこの時期に条例制定する理由でございますけれども、現在、電子決裁、文書管理システムの構築をしておりまして、この条例の施行を予定している10月1日から本格稼働させる予定にしております。文書の管理について、かなり大きく仕組みを変えるものですから、この機会に合わせて、きちんと県民共有の財産だと位置づけて、引き続き適切に管理していこうという趣旨で、この時期の条例制定となったものでございます。

それから、紙の文書についてでございますけれども、今までの紙の文書は、紙が原本になりますので、紙の文書を引き続き保存していくということになると考えております。

それから、電子化した場合、保存スペースがかなり縮まっていくのではないかということでございますけれども、文書庫については、盛岡地区合同庁舎の1階に保存庫があるのと、それから旧盛岡短期大学の図書館を文書庫に改築いたしまして、古い文書については保存しております。確かに委員がおっしゃるとおり、電子化されますと紙の文書は著しく減るということになります。ただ基本的に全部電子化するというのはなかなか難しい面もございますので、一部紙で残る部分もあろうかと思えます。そういったものを文書庫で保管をしていくという考え方で整備をしていきたいと思えます。

○**中平均委員** 公文書を電子化していく中で、国等の補助金はないのでしょうか。たしか2年くらい前、東日本大震災津波のいろんな記録を保存していくという中で、総務省関連でアーカイブの予算がついて、沿岸自治体等はそれを活用して保管していたはずです。そして、なるべく電子化することによって、さまざまな有事の際の参考にしていただくという形でも活用されていると覚えていますけれども、県の場合、当然県民の財産として活用していくことでもありますから、全部が全部デジタル媒体にする必要性は当然ないと思うのですが、この説明に書いてあるように、東日本大震災津波関係、また今回の新型コロナウイルス感染症の関係とか、過去の災害関係であったり、不祥事案関係であったりといったものをデジタル化していったら、いざというときに、県庁に出向かなくても、書類を探しに行かなくても見つけられる、あとは広く県民に公開していくといったプロセスも当然必要になってくると思えます。そういった点で公文書の開示も、開示請求がなければ見せられないもの、開示請求がなくても見せられるもの、個人情報的なものがあるから黒塗りしなければならぬものもあると思うのですが、そこら辺はこれから進めていくと思うのですが、どのようなイメージですか。

○**戸田特命参事兼法務・情報公開課長** 公文書の利用についての御質問と思えますけれども、こちらにつきましては基本的には開示請求と同じでございますので、請求をいただいて閲覧していただくという形になりますし、既に開示請求をして閲覧したものとまた同じものが来た場合には、特段開示請求をせずとも閲覧することは、今現在の情報公開条例でやっていますので、歴史公文書についてもそういった取り扱いをする形になろうかと考えております。

○**菅野ひろのり委員長** もう一点、補助金の関係もお願いします。

○**戸田特命参事兼法務・情報公開課長** 補助金の関係につきましては、今後さまざま調査をいたしまして、研究していきたいと考えております。一応東日本大震災津波の文書につきましては、永年保存するという方針にしておりまして、紙でも保存はしてありますし、きちんと文書の整理も行って保存していきたいと考えております。

○**中平均委員** せっかく公文書にして保存していくということでもありますので、その点を広く使いやすくしていかれることがまずベストなのだろうと思えます。そして、広く県民に見せていけるようにするべきだろうと思えます。当然、全部の要求があるわけではないでしょうけれども、要求がなくても電子化になっている中で見られるという形でやるべ

きなのだらうと考えておりますので、その点をお願いをしておきたいと思えます。

あとは保存期間です。これからのものはデジタルになって、その気になればどの文書だって永年保存の対象にできると思えますが、その辺をどう考えていくのかです。単純な決裁の書類だったら消していてもいいのでしょうかけれども、例えば5年、10年の保存期間があっても、東日本大震災津波とか新型コロナウイルス感染症もそうですし、後になってやっぱり先々保存しておきたいというものも出てくると思えますので、その点の保存期間をしゃくし定規ではなく、スペースもとらずやっつけていけるということになっていくのであれば、そのまま全部保存しておいてもらう。極端な話、どこに迷惑がかかるものでもないという気もしますので、その点はもっと内部で詰めていただきながら、今後進めていただきたいと思えます。

○飯澤匡委員 それでは、全国型市場公募地方債の導入についてお伺いします。

今日まで本県で導入実績があるのかないのか。この説明資料によりますと、ほとんどの県が全国型市場公募地方債を発行しているということで、調達額は予定として100億円ということになっているけれども、大体本県と同じ財政規模である県の動向はどういう状況にあるのか示してください。

○山田財政課総括課長 まず、第1点目、導入実績というところかと思えますけれども、全国型の市場公募地方債につきましては今回が初めての導入となるものです。いわゆる市場公募で全国型か、もしくは地域版型、住民参加型でやるようなものにつきましては従前やってきておりますけれども、今回こういった形での全国型というのは初めてとなります。

2点目、他県と比較したときの導入の規模に関してなのですが、どれぐらいの地方債を発行するかによって違いますが、まず最小ロットとしては100億円というものが一般的でございまして、まずは最小額の100億円で始めていくものです。この点につきましては、他県においてもまずは100億円から発行してみるというのが通例となっております。

○飯澤匡委員 いずれ資金の調達ということが大きな目標であり、いろいろ選択肢をふやすということだと思うのですが、シンジケート団方式ということで、この代表受託銀行というのは、いわゆる幹事銀行のような感じになるのでしょうか。どういう形態なのか、わかっている範囲で教えてください。

○山田財政課総括課長 シンジケート団方式における代表受託銀行についての現在の想定でございますけれども、これもまた通例ですが、地元の金融機関に受けていただくというところで、岩手銀行を想定に調整を進めさせていただいているところでございます。

○飯澤匡委員 これは、全国的に見て、いわゆる社債みたいなものですから、これが元本割れということになる可能性もなくはないでしょうけれども、全国の実績の中で償還時期が過ぎて、結構大変なことになっているというような事例はあるのですか、ないのですか。

○山田財政課総括課長 元本割れというところでございますけれども、例えば100億円を公募した場合に100億円集まらなかったというようなケースにつきましては、10年ほど前でありましたら、そのような例はあったと承知しておりますけれども、最近ですと投資家

の需要がかなり高いというところで、基本的にはほかの自治体においても今のところ公募に関しては満額で売れているというような状況です。そういう点も考慮しておりまして、来年の10月に発行するに当たって、前の段階から、投資家の方にしっかりとPRしていくという観点で、今回このように公表させていただいております。

○飯澤匡委員 償還年限が示されていないというのは、ちょっと投資家的にもどうなのかと思うのですが、他の自治体ではどういう格好で進めているのか、なぜ検討の余地があるのか、その点を示してください。

○山田財政課総括課長 償還年限のところでございますけれども、こちらにつきましては今シンジケート団のどういった方と組んで市場公募債を発行していくかというところで調整中でございます、その観点からどういった年限で発行するかということも調整中でございます。一方で、全国比較でいきますと、市場公募債はほとんどが10年債というところで、最初に投資家の方に親しみやすいものにしていくに当たっては、やっぱり10年というのが一つの基軸になっていくのだろうと想定しております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

次に、岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針（素案）について、ほか1件について発言を許します。

○菊池国際室長 この際、岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針の素案について、お手元にお配りしております資料の1枚目と別紙1により御説明を申し上げます。冊子の別紙2、本文でございますけれども、本日は時間の関係もございまして、適宜御参照いただければと思います。

まず、1枚目でございますけれども、1の方針策定の趣旨・背景でございます。令和元年6月、日本語教育の推進に関する法律が制定されまして、翌年6月には同法に基づく国の基本的な方針が決定されております。同法では、地方公共団体は国の基本的方針を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な方針を定める努力義務というのが規定されております。本県におきましても、労働者を中心に外国人県民が増加傾向にある中、本県における基本的な方針を策定することとしたものでございます。

次に、2に参りまして、策定方針等でございますけれども、(1)におきましては、国の基本的な方針を踏まえまして、いわて県民計画(2019～2028)及び岩手県多文化共生推進プランとの整合性を図りながら、各主体が果たす役割あるいは具体的な取り組み例、連携方針等を記載するところといたしまして、(2)におきましては、全ての外国人県民等を対象として、広い県土の全ての市町村に外国人県民が在住しているという状況、技能実習生の割合が高いという状況、そういった本県の特徴に対応する施策の方向性を盛り込んだ上、期間につきましては令和4年度から8年度までの5カ年とするということとしてお

ります。

ここで、A3横長の1枚物で、別紙1をごらんください。こちらは素案の概要になります。左上の策定の趣旨等につきましては、冒頭の説明と重複いたしますので、省略いたします。

2の現状と課題の(1)でございますけれども、外国人県民等の状況でございます。本県の在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響はございますけれども、増加基調にあり、国籍別ではベトナムが最も多く、次に中国、フィリピンという順になっております。在留資格別では、技能実習が最も多く、続きまして永住者、日本人の配偶者と続きます。

それから、(2)に参りまして、本県の日本語教育の状況でございますけれども、アの現状のところでは今年度日本語教育の状況を調査した結果などの概要を示しております、18の市町村には日本語教室が開設されていないということ、地域の日本語教室は多くが無料で、ボランティアが担っているという現状、あるいは外国人県民の学習ニーズは幅広いということ、居住地域に教室がないなどの状況について記載しているところでございます。事業所におきましても事情はさまざまございまして、また有識者からは教育人材の役割分担の明確化が必要であるなどの提言、意見が寄せられているところでございます。

こうした現状から見いだされた課題をイ、課題に記載のとおり、(ア)では機会の提供・拡充、(イ)では人材の確保・育成、(ウ)では県民の理解と増進、(エ)では日本語学習に係る情報発信の大きく四つにまとめたところでございます。

こうした現状、課題を踏まえまして、右の上のほうに参りまして、日本語教育の推進の基本的な方向でございますけれども、まず施策の方向性につきましては、外国人県民等は共に地域づくりに取り組んでいく重要なパートナーであると、そういった認識の下、地域で生き生きと暮らしていくためには日本語教育が大変重要である。また、受け入れる側ですけれども、こちらには多文化共生への理解というのが求められるとした上で、技能実習生の比率が高く、まずは生活に必要な日本語能力が求められるケースが多い、あるいは広い県土に在住しているというような本県の実情に留意し、関係する主体が連携しながら、日本語教育を推進するということによりまして、目指す姿を希望する人、必要なすべての外国人県民等が日本語を学ぶことができ、地域で支え合い、共に発展する岩手とし、外国人県民等向けのキャッチフレーズをいっしょに学ぼう日本語、いっしょに暮らそう岩手県としたところでございます。

その下の(2)から(5)につきましては、県の責務ほか、各主体に期待される役割を示したものでございます。

こうした方向性を踏まえまして、4に参りまして、日本語教育の推進の内容に関する事項におきましては、目指す姿の実現のため、今後5年間で取り組む具体的な方策、取り組み方針の例を示しているところでございまして、具体的には先ほど課題で示した四つの柱立てに対応したものとしてございまして、(1)の日本語学習機会の提供・拡充では空白地域における教室開設の支援など、(2)、教育人材の確保・育成では役割の明確化、人材の掘



り起こし、研修の拡充など、それから(3)、県民の理解と関心の増進では理念の普及あるいは事業者との連携、そして日本語学習に関する情報発信を(4)として取り組むこととしております。

その下の5でございますけれども、こちらにつきましてはただいま申し上げた取り組みを各主体毎に整理したものでございます。

恐れ入りますけれども、1枚目のA4判、縦の資料にお戻りいただきまして、こちらの中ほどですが、3の策定経過及び今後の策定スケジュールでございます。今年度、これまで関係者を集めた会議ですとか、日本語教室の巡回訪問、外国人県民等に対する実態調査、あるいは市町村、市町村国際交流協会、有識者、実際に学習している方、学習を希望している外国人県民の方々等からの意見を頂戴した上で、今回の素案を作成したところでございます。

今後でございますけれども、今週水曜日からパブリックコメント、それから記載のとおり、地域説明会を経て最終案を作成し、3月に再度この場で御説明した上で、年度内に策定作業を終えて、公表したいと考えております。説明は以上でございます。

○佐藤特命参事兼科学技術課長 この際、第2期岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョンにつきまして、お配りしております資料及び別紙1、概要にて、御説明を申し上げます。

まず1、(1)、関連産業の取り組みでございます。海洋エネルギーの実用化につきましては、脱炭素化の推進、地域の活性化に大きく貢献するものであることから、平成28年度に岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョン(第1期)を策定し、昨年までの5年間の取り組みの方向性を掲げ、関連産業の創出に取り組んできたところでございます。

(2)、第2期のビジョン策定の趣旨でございますけれども、第1期のビジョンに基づきまして、さまざまな取り組みを行ってまいりました。洋野町においては、発電事業者の誘致開始、これは着床式でございます。それから、久慈沖での洋上風力発電候補海域の選定ということで、これはそれまでの調査結果で600メガワット相当のポテンシャルが見込まれております。また、国におきましては、洋上風力産業ビジョン、あるいはグリーン成長戦略の策定など、昨年度から今年度にかけて脱炭素社会の実現に向けてさまざまな動きがあったことから、こうした動向を的確に捉えて、本県のさらなる海洋エネルギー関連産業の振興を図るため、第2期のビジョンを策定しようとするものでございます。

箱枠をごらんください。県内の動向でございます。洋野地域につきましては、経済産業省の直轄の事業でございますが、洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業の調査海域に本年1月に選定されまして、現在、風況観測、海底地形・地質などの調査に向けて準備が進められております。

久慈地域につきましては、環境省の事業が昨年の12月に採択されまして、現在久慈市が事業主体となり、鳥類、魚類の生息調査、あるいは海底地形・地質などの調査を実施しているところでございます。このような中、ことしの9月には経済産業省、国土交通省、海

洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律における海域の整理ということで公表されたところでございます。

釜石地域につきましては、環境省の事業でございます。昨年12月に採択をいただきまして、現在は当該地域の企業が主体となり、防波堤に設置する波力発電装置の詳細な設計に取り組んでいるところでございます。

続きまして、国の動向でございます。国のほうでは、洋上風力産業ビジョンを昨年12月、それから2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を本年6月に閣議決定、地域脱炭素化ロードマップを6月に策定。このほか、海底ケーブルによる送電などにつきましても現在検証が進められている状況でございます。

(3)、ビジョンにおける取り組みの方向性についてでございます。洋野地域につきましては、これまでの着床式に加えまして、新たに浮体式洋上風力発電の実現を目指してまいります。久慈地域につきましては、久慈沖の促進地域指定に向けた取り組み及び発電事業の実現を目指してまいります。釜石地域につきましては、現在開発を進めております発電装置の実用化とその全国展開ということを考えております。なお、これらの方向性につきましては、産学官金による作業部会及びワーキンググループを設置いたしまして、地域の方々と意見交換をしながら取りまとめたものでございます。

(4)、計画期間につきましては、第1期ビジョンと同様に5年間とし、本年度から令和7年度までとしたいと考えております。

次に、ビジョンについては別紙1の概要をごらんください。ビジョンの構成について御説明をいたします。全体を1から7に分け、最初に1といたしまして国内外の動向ということで、先ほど申し上げました国の動きなどについて、あるいは洋上風力発電の導入状況について整理をしております。

2の、これまでの岩手県の取り組みの成果ということで、平成11年からの経緯並びに地域における取り組みの実績といたしまして洋野地域、久慈地域、釜石地域をまとめております。

3、岩手県の現状と課題では、五つの取り組みの方向性について、柱を立てて取り組みを進めておりますけれども、その現状と課題を分析し、次の4の方向性のところでこれらの課題を受けた今後の取り組みの方向性について掲げております。

5、リーディングプロジェクトの推進でございますけれども、洋野地域、久慈地域、釜石地域のプロジェクト毎に重点的に推進する取り組みのテーマを掲げております。

6、関係機関の連携では、企業や大学、産業支援機関など、それぞれの役割について明確化をしております。7番の将来の地域社会の姿では、今回のビジョンといたしましてはおおむね10年後の姿として、持続的なイノベーションと洋上風力発電、波力発電の活用による関連産業の創出、それから脱炭素社会の形成という形で書いております。

なお、この取り組みにつきましては、SDGsの目標達成にも貢献できるものと考えております。以上で説明を終わります。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 岩手県における日本語教育の推進についてお伺いしたいと思います。別紙1の中の4番、日本語教室空白地域における教室の開設というのがあるのですが、具体的な支援や予算というのはどのような流れになっているのかをお伺いしたいと思います。

○菊池国際室長 市町村、市町村国際交流協会、あるいは民間団体等の日本語教室の実情でございますけれども、市町村によりましては、そういった協会や団体なりに多少の支援をさせていただいている例、あるいは金銭的ではなくても場所の提供をしている例がございます。

それから、活用の事例として、岩手県の国際交流協会におきましても、そういった国際交流関係団体の活動について、些少ですけれども、支援はさせていただいております。

○城内よしひこ委員 具体的に、例えば教育方針が各市町村によって違ったりすることのないように一定の形をお示ししながら、その支援策も県で主体的になってやるのか、地元でこういうことだからやると丸投げするのか、どういうイメージをしたらいいですか。

○菊池国際室長 県内の日本語教育の実情はさまざまございまして、例えばやる気はあるのけれども、教える人がいないという状況であれば、岩手県で御紹介できる方を御案内するであるとか、それぞれの地域や団体の実情に応じた形で進めていけるようにということございまして、岩手県として一律に形がちと当てはめてということではございません。

○飯澤匡委員 ただいまの城内よしひこ委員の質疑に関連してお伺いしますが、国の法律によって基本的な方針を策定しなさいということに沿って、こういう動きになっていると理解しているのですけれども、実際問題、既に現場は動いているのです。そこに県の役割というのはどういう役割があるのか。これが明確に見えないと、ただのA3の紙で終わってしまいます。ここに書いてある県の主な役割というのは、ネットワークづくりだったり、ニーズの把握だったり、これでは岩手県の関与の仕方としていかななものかと思うのです。先ほどお話があったように、講師が不足している場合、人材バンクをつくるであるとか、県民や団体の方々の需要に対してちゃんと供給していくという図式を描かないといけないと思います。外国人労働者はこれからどんどんふえていくわけですから、こうした現状の延長上のやり方でいいのかという問題意識があるのです。せつかくこういう策定をしたのであれば、岩手県の明確な役割というのを明らかにしないと、悪いけれども、これはA3の紙で終わってしまいます。そこら辺どうなのですか。

○菊池国際室長 今年度につきましてですけれども、文化庁の地域の日本語教育の推進に関する交付金というのがございまして、これを活用して、岩手県国際交流協会に、地域での活動を把握したり、促進したりするコーディネーター職を配置したところでございます。こういった方々の活用も通じながら、例えば空白地域の日本語教室の開設の促進であったり、昨年に引き続き岩手県独自の教育素材、あるいはオンライン上の教育素材の活用の推

進などに取り組んでまいりたいと考えております。

委員御指摘の需要に対してもっと供給するべきということにつきましては、しっかり受けとめさせていただきたいと思います。

○**飯澤匡委員** コロナ禍ということもあって、人材の獲得や、それらに対する企業の心配事というのはふえているわけですね。日本語教育についても、今まで必要と思われることは企業側も努力したり、それから市町村国際交流協会でも国際交流を行い、それらを通じて、意識が高まったところと、かなりおくらしているところがあります。したがって、岩手県の国際交流協会と言いますけれども、ここら辺の協力関係というのを、ちゃんと方針の中に掲げるべきだと思います。ニーズの把握だったり、ネットワークづくりと言うのだったら、岩手県の責務、主体的な役割をしっかりと明文化したほうが地域の方々にとっても、ああ、そうなのだとわかるのではないのでしょうか。現場がどんどん動いている中で、どうも屋上屋を重ねて、県があまり明確でない仕事をつくっているようにしか見えなくて、今後検討していただきたいと思いますが、熊谷ふるさと振興部長、いかがですか。

○**熊谷ふるさと振興部長** 日本語教育の進んでいる地域、まだこれからというところ、そして空白地域というのがございます。進んでいるところのニーズとこれからやらなければならないところのニーズの差というのがあろうかと思いますが、岩手県国際交流協会とも連携しながら、地域のニーズを聞き取りまして、岩手県でしっかりとコーディネートできるようにしていきたいと思います。また、このDXの時代でございますので、お金をかけなくてもネット上で教室などもできると思いますし、それから国際交流協会同士の交流というのもできると思いますので、そういったことで岩手県の役割をしっかりと果たしていきたいと思います。

○**高橋穩至委員** 私も同じ日本語教育についてですけれども、まず最初に対象としているのは、国の方針によって、外国人岩手県民等に対するサービスというような位置づけになっておりますが、要は今岩手県に暮らしている外国人のための事業なのでしょうか。ほとんどの市町村が外国人に一番頼みたいのは介護人材で、そういった人材を確保したいという社会福祉法人などの声はさまざま聞いているのですが、外国人を受け入れるための日本語教育の課題というのは非常に多いです。実際来られている人に対するサービスではなくて、これから来たいという外国人までサービスするかどうか、それによって供給するプログラムも変わってくると思うのです。その辺が全然見えないのですけれども、どういう考え方なのかお示してください。

○**菊池国際室長** 基本的には、岩手県にお仕事なり、留学なり何かの目的でいらっしゃった外国人の県民に対しまして、生活で不自由がないようにということで行う日本語教育でございまして、いらっしゃる前から何かの取り組みを行うといったものまで想定しているものではございません。

○**高橋穩至委員** 来たら対応するということだと、ビジョンはどうやって描くのですか。要は、これから介護人材を初め、さまざまな用途で外国人に来ていただいて、一緒に仕事

をしなければ仕事が成り立たないという県土の中にあつて、来たら対応しますでもいいのですけれども、そういう方針をしっかりと出していかないと、来て今あるのに対応しますというビジョンではだめだと思ふのです。外国人と共存して、一緒に岩手県土をつくっていかなければならないという姿勢の下に、これくらい来ても大丈夫ですよという体制をしっかりとつくるというビジョンでなければ、特に過疎で悩んでいる地域の課題解決にもならないし、位置づけというのが単なる日本語で不便しないようにという考え方では全く意味がないと思ふわけです。

その上で、この素案ですけれども、岩手県は外国人と協働して一緒につくっていくのだ、そのための日本語教育に対するサポートだという位置づけにしていかないと、各市町村でもやりたいのだけれども、なかなか財源の部分とか、人材の部分とか、非常に持っている資源が少ないのです。その少ない資源に対して岩手県がどういう支援をしていくとか、解決に持っていくというのを明確に出してあげないと、飯澤匡委員の言うとおり、書いて終わってしまうという計画になってしまいます。そこのビジョンがしっかりと見えるような方向にしなければいけないと思ふのですけれども、いかがですか。

○**菊池国際室長** まず、どうしても日本語だけではないかということについてですけれども、実は、これは地域の日本語教育に特化した方針ではあるのですけれども、これ以前に岩手県の多文化共生推進プランというのがございまして、こちらのほうでは、外国人県民はいろんなバックグラウンドをお持ちで、いろんな言語、価値観がある中で、地域の住民共々に理解し合つて暮らせる共生社会をつくっていかなければならないという理念自体は掲げさせていただいているところでございます。

それから、二つ目の地域の取り組みで、やりたい気持ちはあるのだけれども、なかなか資源が伴っていないというところにつきましては、そのような実態は理解しているつもりでございますけれども、岩手県として最大限の支援をできるように今後頑張つてまいりたいと思っております。

○**高橋穩至委員** 今後頑張つていきたいということだったのですけれども、しっかりと明確な方針をつくつて、それを根拠に、逆に国に対して要請をしていくとか、今の枠組みでは当然県単独でできることは限られていますので、そういった共生社会のビジョンがあつて、その中のプログラムだという位置づけの下にしっかりと資金を確保していく、そういった取り組みもぜひなさっていただきたいということで、そういったものが見えるような素案にさせていただくことを言いつつ、終わります。

○**関根敏伸委員** まず、1点目の日本語教育の推進に関しては、今さまざまな委員から質疑、意見があつたところでありまして。私のところにもさまざま日本語教育、日本語学校、設置も含めて相談をいただくこともあるのですが、人材の部分、特に要件等について、やはりハードルが高いというお話もありますし、まさに介護人材含め、岩手県であれば農林水産業の部分について、そういった外国人人材をしっかりと活用していくということは、今後の岩手県の方向性にとって必要な部分だろうと思ひます。

そこで、地域の実情に合った基本的な方針を定めるという国の方向の中でこれが定められたわけでありますが、まさにこの広い県土の中で日本語教室の空白地帯である部分に応じた今回のビジョン、素案、どういった具体的な取り組み方法が示されているのか。あるいは今この国の方針にのっとったさまざまな方向性が各自治体で動き始めているのだろうと思いますが、この現状がどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○菊池国際室長 他の自治体での取り組み状況ということでございますけれども、この法律ができましたのは令和元年度のことでございまして、この法律に明確に基づいてつくっているというところは、ことしの7月の段階で、都道府県では三つの県、埼玉県、宮城県、広島県でございまして、政令指定都市では3市、千葉市、浜松市、広島市と承知しております。

○関根敏伸委員 あと、地域の実情に合った取り組みの具体的な記述の部分。

○菊池国際室長 失礼しました。例えば別紙2の素案の本文のほうですけれども、19ページの人材のところでございますが、(2)のアの教育人材の役割の明確化というところがございます。地域の日本語教室においては、ボランティアが何でもかんでも引き受けているといったような状況があり、そういった運営の状況を変えていかなければならないということがございます。これに対応するものとして、23ページに飛んでいただきまして、5の(1)の箱囲みのところの1、あるいは2のところですが、中ほどに容易にアクセスできる多様な学習機会の提供とございまして、こちらでは教える方がいらっしやらないというところであれば、教える方をオンラインで提供するですとか、そういったことによりまして、今度は先ほど申し上げた役割分担のことも関係してくるのですけれども、何でもかんでも一人がやらなければいけないというような状況を改善していくといった形を、地域それぞれ御事情あると思うのですけれども、一つの例としてはそういうことで対応させていただければと思っています。

○関根敏伸委員 わかりました。ボランティアに依存をした今の現状から一歩進めていくということだろうと思いますし、全国の状況を見ても、岩手県は素早い動きをされているのだと思います。そういった意味では、この基本的な方針を戦略的に捉えて、まさに人口減少の中で今後の岩手県を考える上で、この外国人人材をどう活用していくのかということは、先ほど申し上げたとおり、大きな視点になってくると思いますので、そういった観点からより特徴性のある具体的な支援に結びつけられるように、3月に最終案が示されるようでありますから、しっかりとブラッシュアップしていただきたいと思います。

それから、海洋エネルギービジョンについてお伺いしたいと思います。これについては、非常に期待をして見ております。今回の一般質問の中でもさまざま取り上げられているようでありまして、先般洋野町あるいは久慈市のほうにお邪魔をさせていただいて、いろいろヒアリングをさせていただいた中でも、ここに関しての期待というものは非常に強く、首長方から表明をされているところであります。

それで、第1期のビジョンがつくられて5カ年経過してきたわけでありまして、第1期

のビジョンで具体的にどういう成果があったのか。そして、これから第2期のビジョンが  
つくられるわけでありませうけれども、この中で具体的なリーディングプロジェクトも示さ  
れているのですが、どの辺の形まで具体的に、ビジョンの中で現実化したものとして事業  
を見据えていた計画になるのか教えていただきたいと思います。

○佐藤特命参事兼科学技術課長 第1期ビジョンの成果といたしましては、洋野町につ  
きましては町がガイドラインをつくって、着床式でございますけれども、事業者の誘致を始  
めたということ、久慈市沖につきましてはポテンシャルが判明して、具体的にどこでつく  
れるかというのがわかったということ、釜石市につきましては地域の企業が海洋エネルギ  
ーの取り組みを進めるための会社を立ち上げられて、実際に波力発電装置の開発に従事し  
ているということが成果と思っております。

それから、第2期の目標といたしますか、我々が考えている絵でございますけれども、洋  
野町並びに久慈市沖での洋上風力発電については、何とか2030年の初頭には実現にこぎ着  
けたいと考えております。ステップ的には二つございまして、一つは海洋再生可能エネル  
ギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の手續のプロセス、これが、有  
望区域、促進区域、そして国による事業者の公募、審査、選定、これまでにおおよそ5年  
間。事業者が決定した後は、環境アセスメントの関係、それから風車の建設、配置、それ  
からテスト稼働などでやはり5年間くらいかかる見通しということで、順調に行けば10  
年後の2030年の初めくらいには何とか実現したいと思っております。

それから、釜石市の波力発電については、現在試作機の開発の段階でございます、そ  
の後やはり数年かけまして実用化機の開発、そして最終的には販売まで何とか2030年まで  
には持っていきたいと考えております。

○関根敏伸委員 わかりました。確実に一步一步前進をしてきているというのは、私も理  
解をしております。加えて、具体的なこのポテンシャルが見える化されたということであ  
りますし、国においては改めて脱炭素の中で海洋発電というのは大きな位置づけをしてお  
ります。東北電力株式会社管内での、全国の必要な供給量に対しての割り当て的なもの  
というも示されていると思っておりますので、ぜひ期待をしたいと思います。

そんな中、言うまでもないのですが、この部分については秋田県が大きく先行している  
わけです。どちらかというと、日本海側にポテンシャルがあったということがその大きな  
理由だと思うのですが、何とかやはりそこに追いついていきたいと思っておりますし、まさ  
に県の三つのゾーニングの中で、県北地域というのは再生可能エネルギーを基調とした改  
革プロジェクトゾーンという位置づけであります、今まではお題目としては掲げられて  
いたわけですが、それが具体的に地域経済や雇用に結びついてきたかということ、残  
念ながらそうではなかった。ただ、今後の展開いかんによっては、地域経済、循環等、雇  
用に、相当結びついてくると考えております。

そこで、やはり秋田県はこの海洋風力に関して具体的に、県内でのさまざまな経済効果  
であるとか、そこへの県内の企業の参入による経済効果であるとか、部品化、メンテナン

スも含めて、さまざまなものを詳細に決めている中で、今着々と事業が具体化してきているという部分があると思います。ですから、このビジョンの策定とあわせて、ぜひこういった部分について、さらに民間等も含めた岩手県民、県北の地域の方々により明るい未来を感じていただけるような、具体的な方策的なものもつくっていく時期にもあるのではないかと考えておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○佐藤特命参事兼科学技術課長 海洋エネルギーの利活用、洋上風力発電については秋田県、青森県、山形県、日本海側のほうは風況がいいということと、着床式にふさわしい遠浅な環境であるということから取り組みが進んでございます。ただ、国は、着床式で建てられる海域というのはあまり多くないという認識も持っておりまして、国とすれば産業化は浮体式で進めたいという考えを持っております。ですので、国は民間の企業と協議会をつくって、いろいろ現在検討をしている段階でございます。

岩手県といたしましても、当然地元への効果というのを期待しております。最終的には、水産業の発展であったり、地域振興ということではございますけれども、当然そのためには、例えば雇用を生み出す、地域に新しい企業を誘致する、そういったものが必要になってまいりますので、これらについては関係の自治体と相談しながら戦略を固めていきたいと思っております。

○関根敏伸委員 わかりました。いずれ浮体式ということに太平洋側、岩手県の可能性は出てくるのだろーと思っております。着床式と浮体式、さまざまな立地的な面、コストの面、いろいろあろうかと思っておりますし、非常に簡単ではない部分もあろうかと思っておりますが、海外では浮体式でしっかり実績を上げている欧米の例もあるわけですから、ぜひそこはしっかりと浮体式で、まさに日本の脱炭素にも、岩手県のさまざまな地域経済にも貢献できるような、具体的な未来像をしっかりと示していただきながら、具体的なビジョンの進捗に結びつけていただきたいということを要望して終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員 今回の関根敏伸委員の質問に関連するわけですが、2030年初頭をめぐるという見通しが示された中で、このビジョンの最終案を見ますと、それぞれ現状と課題というのが示されています。この中には、継続的に取り組むべき課題、それと具体的に決めていかなければならないもの等が出てきています。それらについて、やはり何年をめぐりに、どのように進めていくかということのスケジュール感を持った形での方向性を県また市町村、関係団体と共有しながら、進めていく必要があるのだと思っておりますが、それらの考え方について伺います。あとやはり促進地域に指定されなければ、実現性が高まらないとも思いますので、それに向けてはさまざま各種プロジェクト等をこれからも取っていくという考えもあるようであり、またそれが必要だと思います。今後岩手県として、こういったものにどのように取り組んでいくのか。そして、今現在久慈市、そして洋野町で、国の財源を使いながら、調査がこれからも進んでいくということで、それらの次に見えてくるもの、必要になってくるものはどのようなものだと認識しているのか、伺います。



○佐藤特命参事兼科学技術課長 今回のビジョンを策定するに当たりましては、関係自治体、有識者から構成された作業部会、ワーキングチームで検討を進めてまいりました。メンバーにつきましては、本文の37ページ、38ページがメンバー、そして国も経済産業省、それから環境省にも入っていただいて、このビジョンをつくってまいりましたので、そういう意味では関係者みんな、このビジョンに基づいて今後取り組みを進めるということでは認識は一致していると考えております。

それから、促進区域に向けた県としての取り組みということでございますけれども、既に発電事業者あるいはエネルギー会社、電力会社などから問い合わせを相当いただいております、ぜひ久慈市、洋野町で事業をやりたいということで、いろいろと情報交換をさせていただいているところでございます。発電事業者が一番気にされているのは、やはり風況でございますので、久慈市におきましては、来年度から陸地で風況を観測いたしますし、洋野町につきましても来月くらいから風況観測を進める予定にしておりますので、この取り組みを支援してまいりたいと思います。

よって、今回の洋野町の国の事業並びに久慈市の環境省の事業で、必要なデータは発電事業者が全て集められると思っております。その後実際に事業化に向けていろいろございますので、岩手県とすればその辺の御要望に応じて支援をしてまいりたいと思っておりますし、市町村の取り組みについても、市町村でお困り事があれば、当然それは対応していきたいと思っております。特に取り組みを進めるに当たっての課題でございますが、久慈市沖、洋野町沖とも共同漁業権を越えた一般海域というところで事業化を想定しておりますが、ここは知事許可漁業あるいは農林水産大臣許可漁業の方がお使いの場所であり、この方々とも今後合意形成を図っていく必要がございますので、この辺について自治体と岩手県が一緒になって御理解に努めてまいります。

○工藤大輔委員 この最終案の中には、人材育成のところ、例えば釜石市で県立種市高校の実習等がされているといった中で、拠点となるものが需要だということであったり、あとはももとの送電網が脆弱だということもあって、沿岸地域とかもそうなのですけども、これを拡大していく、利用を促進していくということについては、企業側にも負担が伴ってみたい、これの動向によって進出できるかどうか、しやすいかどうかということにも大きくつながる分野だと思います。それらについて、やはり明確にこのような方針で行くかどうか、一緒になって進めていくという方向性、そういった課題も解決できるような方向性というものも、県でどういう考えで進めるのかということも大事なところなのだと思います。

また、先ほど言った計画的なものというのでも改めて必要だと思うのですが、そういった時限的にどのように進めていくのかということ、問題は共有されていると思いますが、それをどう促進していくかということが重要なポイントだと思いますので、その点についてお示しください。

○佐藤特命参事兼科学技術課長 最初に、送電網の関係でございます。こちらは国の施策

として、洋上風力発電の大量導入を目指すという方針が定められているところもありまして、系統接続連系については現在国で検討していただいているところでございます。当然我々も担当している経済産業省資源エネルギー庁には県北地域は工場がなくて、送電網がもうぱんぱんで、仮に洋野町、久慈市沖で実現できたとしても電気を運べないので何とかしてくださいというようなお話はしておりまして、担当の方もそうですねということで検討いただいていると思っております。

それから、人材育成につきましては二つございまして、一つは洋上風力発電の人材育成でございますが、こちらは先行して取り組みを進めている秋田県等の事例を見ますと、具体的な発電事業者が決まらないと、なかなか人材育成は難しいという感触のようでございます。というのは、メーカーによっていろいろ内部構造が異なるということもありますので、専門的な技術者の育成という観点であれば、発電事業者が決まってからなのかなということございまして、我々もそのように考えております。

もう一つ、釜石市沖での人材育成でございますけれども、こちらは潜水士の高度技術育成というのをやっております。それは、将来的な洋野町、久慈市沖での洋上風力発電が実現できた場合、当然メンテナンスというのが出てまいりますので、それらに向けて潜水士の育成ということで研修会をやっておりますが、ただことし、去年とも新型コロナウイルス感染症の関係で開催できませんでしたので、ぜひ来年度は再開したいと思っております。

そういうこともございまして、時限的な取り組み、年度的な計画を立てながら進めるべきだという御意見でございましたけれども、我々も当然年度毎には何をやるべきかというのは考えておりますので、当面洋上風力に関しましては、まずは有望区域への指定、そしてその次の促進区域への指定ということで、実現に向けてまずは力をそこに入れておく必要があると思っております。何をやるかは、先ほど申し上げましたとおり、関係者の合意形成が主たる課題になります。

それから、釜石市につきましては、来年度までが環境省の今の事業でございますので、その後の実用化に向けてさらなる研究開発も必要でございますので、岩手県といたしましては事業実施主体である企業と今相談をしているのですが、やはり次の研究開発のための資金を取る必要があるということで、情報をいろいろ集めている段階でございます。

いずれ10年後、どういう形にするかというのは絵を描いておりますので、それらに向けて、その時々修正事項があるかと思っておりますけれども、着実に取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内よしひこ委員 マイナンバーカードについてお伺いしたいと思います。普及の状況

と課題についてお伺いします。

○松村参事兼市町村課総括課長 マイナンバーカードについてのお尋ねでございます。まず、普及状況でございますけれども、本年の10月31日現在で、県全体では33.5%の方がカードをお持ちになっているということでございます。これは、全国では39.1%ということで、5.6ポイント下回っている状況でございます。

普及率がなかなか伸びていない状況としまして、市町村の担当にお尋ねをしますと、やはりカードの利便性、それから利用についてなかなか住民の方に御理解いただけていないということで、お話をいただいております。

○城内よしひこ委員 今後数字を上げる上で、どういう取り組みをしていくかお伺いいたします。

○松村参事兼市町村課総括課長 これまで市町村では、例えば夜間ですとか、休日に窓口を設けたり、あるいはさまざまな民間施設等を利用して出張申請のようなことをやっていたところがございますけれども、そういった努力はこれからも続けていくわけですが、そんな中、まだ一部でございますが、本年10月から医療機関での保険証としての利用も進んでいるというところがございますので、こういった利便性とか必要性というのは、住民の方にとって一歩進んでいるというところでもございます。それから、コンビニでの住民票の交付は、今13の市町村で取り組みを進めていただいております。こういうことをさらに進めながら、県民の方にその利便性というものを訴えながら進めていきたいと思っています。また岩手県としても、例えば広報で、テレビ、ラジオを通じて周知をしておりますほか、今年度から市町村の担当者と情報共有ということで、担当者レベルでの話合いの場を設けて、いろんな市町村の取り組みを参考にさせていただきながら、普及策をとっていきようなことをしております。

○城内よしひこ委員 高齢化が進んでいる地域、市町村では、なかなか普及しづらい。まさに先ほどおっしゃいましたけれども、コンビニ等もなく、利用する機会がないから要らない、使わない。たまたま使おうとしても、免許証をお持ちですかと聞かれる。マイナンバーカードと先に言わない。その辺が行政サイドも意識改革をして、先にマイナンバーカードはお持ちですかと聞くような体制になっていかないと、なかなか普及しないと思いますので、ぜひその辺は頑張ってくださいと思っています。今後そういった意味では、使い道があるわけでありますので、やはり利便性がどこにあるかというのも少しPRをしていっていただきたいと思います。

次に移ります。IGRと三陸鉄道のデジタル化という話をしましたけれども、ICカード、スイカのような全国的に使えるカードで、三陸鉄道とかIGRに乗り込めるようになるものかと思うのですが、コロナ禍において、非接触という意味では進めるべき大きな転換期であったような気がするし、国の政策の中にもそういうメニューがあったように思うのですが、その辺の取り組み状況というのはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○小野寺地域交通課長 お話のございました鉄道へのICカード等のキャッシュレス決済の導入について、県内における状況でございますけれども、現在JR東日本のスイカ、これは東北本線の一ノ関駅と平泉駅に導入されております。さらに、令和5年の春以降、東北本線の北上駅―盛岡駅間、それから田沢湖線の盛岡駅―雫石駅間、釜石線の花巻駅―新花巻駅間の合計17駅で利用が可能となる予定とされているところです。

また、他県等におきましては、クレジットカードを活用したキャッシュレス決済を導入しているといった事例も見られます。

IGR、それから三陸鉄道におきましても、導入することによりまして、利用者の利便性の向上に加えて、今お話のございました非接触でありますので、新しい生活様式の推進にも資すると考えております。ただ一方で、導入に当たってはどのようなシステムが合っているのか、それから結構な投資になりますので、初期投資、それからランニングコストに係る財源をどのように確保していくのかなど、さまざまな観点から多角的に検討を行う必要もございます。したがって、現在こうした課題等について検討が進められている状況でございます。

○城内よしひこ委員 検討をしていると利用者がどんどん減ってしまっていて、いずれ三陸鉄道も危機的な状況になってしまいます。新型コロナウイルス感染症が鎮静化する方向にあると思っておりますが、そういった際に多くの方々がいらっしゃってくださる。以前会議で、三陸鉄道を利用して久慈市まで行きました。その際に、帰りに八戸線で来た方々がさっと乗り込んだ。ところが、どこで切符を買ったらいいかわからない。スイカは持っているけれども、どうしたらいいのという話をされました。多くの方々が利便性というのはわかっている。私ども、例えば中央省庁に陳情する際もスイカを持って、ぱぱぱっと歩ける、タクシーにも乗れる、そういうことが今後求められるのではないかと考えています。岩手県の地方鉄道、地域の足を支える鉄道ではありますが、そういうことにも取り組んでいかないと、なかなか難しい経営状況が来るのではないかと思いますし、今だからこそ投資するべき時期ではないかと思っておりますがいかがですか。

○小野寺地域交通課長 今御指摘いただきましたとおり、やはり利用者の方々の利便性が向上するという事は確実にございます。したがって、県内の接続する事業者の導入状況とか、それから他県等の地方鉄道における導入状況なども踏まえながら、初期投資やランニングコストがどのくらいかかるのか、こういったシステムが業者にとって合っているのか、そういったところで引き続き岩手県も業者と一緒に検討を行って、時期を逃さないような形での導入という方向でいろいろ検討を進めてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 盛岡市に来てつくづく思うのは、例えばコンビニもそうですし、昨夜、松屋で弁当を食べましたけれども、どこでもスイカで対応できるのです。そういうことが、地方と格差になってはいないかと考えています。先ほどのマイナンバーカードなんかもそうですけれども、そういう決済を一方で進めようとしながら、できない部分というのはどこにあるのかと考えたりもするのです。ぜひ同時並行で、マイナンバーカードもそ

うですけれども、電子決済等もやっぱり今後進めていかないと、岩手県はガラパゴスみたいになってしまうのではないかと思ったりもするので、ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

○**工藤大輔委員** 総合計画にも絡んでくるかもしれませんが、提出予定議案等説明会のときに、ふるさと振興総合戦略について報告事項としてありましたが、今回新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きかったということ、そして目標値、実績値に対する達成度ということから見ても、K P I 指標の中で、Cとか、特にD評価が非常に多かったです。これは、令和2年度ということだけではなく令和3年度、もしかしたら令和4年度というふうに、この状況が続いていくのではないのかと推察されます。そういった中で、指標等の考え方もそうなのですが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、現在のふるさと振興総合戦略等の達成状況について、どのように評価しているのかお伺いします。

○**加藤政策課長** ふるさと振興総合戦略の令和2年度実績の評価についてでございます。ふるさと振興総合戦略の柱毎に施策推進目標として指標を掲げておりまして、岩手で働くでは社会減ゼロということで掲げておりますが、こちらは2年連続で減少幅は縮小しているのですが、一方で転入が伸び悩んでおりまして、コロナ禍で県内からも転出が大幅に減少しているというところが見えているところでございます。

K P Iにつきましても同様に、先ほど転入は伸び悩むということで申し上げましたが、例えば移住、定住件数の達成度はDでございます。あと、U I ターンによる就職者数は達成度Cということで、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が出ているのかなと見ているところでございます。

○**工藤大輔委員** そういった中で、この合計特殊出生率を見ても悪化しているというのが現状なのです。これらに対する対策というのは、かなり拡充した対策を取っていかねばならないと思うのですが、先般の9月定例会の決算特別委員会での菅野ひろのり委員の質問だったかどうか、総合計画の目標設定を変えるというような答弁がありました。この目標設定の変更に対する考え方をお伺いします。最終目標を大きく変えていくのかどうか。最終目標は変えないけれども、このコロナ禍の状況は据置きで見ながら、その後の対策でしっかりと目標数値まで押し上げるということなのか。今の計画の変更について、見直し等も検討しているかと思いますが、その考え方をお伺いします。

○**加藤政策課長** 計画の指標見直しの考え方についてでございますが、御案内のとおり、ふるさと振興総合戦略は、いわて県民計画(2019～2028)政策推進プランから指標を持ってきており、整合しているところでございます。現在、いわて県民計画(2019～2028)政策推進プランにつきましては、具体的推進方策指標、県の取り組みを客観的に把握するための指標の見直しを行っているところでございます。現在新型コロナウイルス感染症の影響で延期、縮小、中止などによりまして、最終年度である令和4年度そのものの目標値を下げなければならないものが77指標、全体の14%ある状況でございます。一方、最終年度の目標を達成して上方修正できそうなものが現時点で56指標、全体の10%でございます。

その他の指標につきましては、令和2年度、令和3年度、落ち込むものもあるのですが、最終年度の令和4年度は達成できる見込みになっております。基本的にそれぞれの見直しの方向性に沿って、今後の目標値を設定し、その後ふるさと振興総合戦略に反映させるという流れとなっております。

○**工藤大輔委員** 今下げる指標、上げる指標の数を示していただいたのですが、やはり4本の柱の達成状況がどうなるかというところの判断が大事だと思うのですが、最終的にこの4本の柱のところ、人口の社会増減であったり、県民所得であったり、特に重要な指標のところの関係性についてお示してください。

○**加藤政策課長** ふるさと振興総合戦略、4本の柱の施策推進目標、指標の関係でございます。こちらにつきましては、合計特殊出生率、あるいは県民所得の国民所得との乖離については、これは幸福関連指標から持ってきているものでございますが、現時点では具体的推進方策指標の見直しを優先してやっております、最終的には具体的推進方策指標の見直し状況等が終わった段階で、その施策分野の上がるもの、下がるものの状況、あるいは全国数値を基に設定しているものもありますので、そちらの状況を見たりした上で、幸福関連指標をどうするかというところを考えていく予定でございます。

○**工藤大輔委員** やはり重要なところの指標については、数字で伸びそうだとか、下がりそうだとかで、その推移を見通して判断するのではなくて、最終目標としてこれだけは絶対に守らなければいけないのだというところの取り組み等のものについては、変更はしないようにしておくべきではないかと思えます。そして、全県という形で捉えられているわけですが、例えば4広域振興圏毎に、実際どうなのかということをしっかり落とし込んで、それぞれ判断しなければならないと思えます。これについては今後もしっかりチェックをしていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それに伴ってゾーンプロジェクト、これは県のかかなり重要なプロジェクトだということですが、総合計画のほうで見ても、ゾーンプロジェクトの進行状況等がどの程度しっかり進んでいるかということも、そのエリアの振興度を図る上で非常に大事だと思います。それについて、来年度は第1期アクションプランの最終年度になるかと思うのですが、その達成に向けて、現在特におくれているようなものというのはどういったものがあると評価しているのか伺います。

○**加藤政策課長** ゾーンプロジェクトにつきましては、こちらの政策推進プランの評価とは別に進捗確認をしているところでございまして、その中で取り組みが進んで具体化してきた施策などにつきましては、第2期アクションプランに入れ込んでいくような形を予定しているところでございます。

○**工藤大輔委員** 順調に進んでいるものはいいのですが、例えば第2期のほうで特に盛り込まなければいけないものとか、特におくれているので注視していかなければならないものとして、どういったものがあり、どういう評価をしているかということを知りたいので、もう少し具体的に教えてください。

○加藤政策課長 ゾーンプロジェクトにつきましては、指標を設定しておりませんので、今のところ定性的なおくれといったところでしか把握ができないところなのですが、ある程度進んできた取り組みなどにつきましては、先ほどのとおり、施策として今度は政策推進プランに落とし込んで指標を設定するという流れでございます。

○工藤大輔委員 わかりました。総合計画第1期アクションプランの中でも、例えば事例を挙げて言いますが、県北地域のゾーンプロジェクトは何をやるかといった際に、明確に内容が決まっていなかったわけです。第1期アクションプランの中で考えるという形でした。恐らくその中の一つとして、県北地域のコンソーシアムをつくったということは、まずそういった形をつくって、今後再生可能エネルギー等も含めてどうやっていくのか、県北地域の中のプロジェクトをどうやっていくのかという一定の方向性が示されてきたと思います。

ただ、実際に8月に設立をして、本来9月に設立総会を予定していたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響でできなかったわけです。状況を見て設立総会をするということだったのですが、今現在においても全く進んでいないというものもあるわけです。半年以上もそのままになっているのではないかと思います。恐らく年明けに状況を見ながら来年度に向かって進んでいこうということなのかもしれないですけども、設立はしていても中身が進んでいないような状況ではよくないと思うのです。どういう事情でそうなっているかわかりませんが、半年おくれる、1年おくれるということは、予算も関係してくると思いますから、進めるべきタイミングでしっかりと進めていただかなければならないと思いますので、各部がどう進めるか、それをどういう形でチェックしていくのかということが非常に大事だと思いますが、その対応についてお伺いしたいと思います。

○照井技術参事兼政策企画課総括課長 三つのゾーンプロジェクト、特に県北のプロジェクトについてお話がありましたが、このプロジェクトにつきましては部局横断的にワーキングチームを立ち上げておまして、それぞれ取り組みを共有しながら、その都度課題や今後の方向性について議論して、次の施策等に生かしているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、なかなか今年度集まれなかったり、できなかったところもあると思いますので、こうしたことも踏まえながら今後どうしていくか、ワーキングチームを中心に検討してまいりたいと思います。

○石川政策企画部長 ただいま申し上げたとおり、各ゾーンプロジェクトは、非常に重要なものであります。今お話がありましたように、作業、業務を続けておりますけれども、やはりこれは県民の方と共有することが大事なのだらうと思います。どういう形でお知らせしていくのか、進捗状況についてお知らせしていくのかについても検討してまいりたいと考えています。

○工藤大輔委員 事例として一つだけ挙げて話をしたわけですけども、確かに新型コロナウイルス感染症ということが一つの理由になるのだと思います。ただ、やり方においてはリモートで進めたり、あとはそうでなくても会議を開いてやったり、しかもこれは他県

の方も影響するのかもしれませんが、県北エリアの人たちでまずどうするかというような、プロジェクトチームなんかはまさに地域の人中心でどう進めていくかという案件なのだと思います。それからすると、新型コロナウイルス感染症が全て影響したとか、新型コロナウイルス感染症だからということでは収まらない話なのかなと思います。こういう姿勢でいると、県北沿岸振興をどう進めていこうとしているのかという県の意気込みというのがなかなか感じられないと判断されかねないものです。もうスタートできる体制になったのであれば、早急に手を打ってやっていく、一日でも早く事業化させていくとか、そういった気持ちでやっていただきたいと思いますので、熊谷ふるさと振興部長、最後をお願いします。

○熊谷ふるさと振興部長 県北地域の関係のお話でございました。コンソーシアムの設立総会を9月にやるということで進めておりましたが、コロナ禍ということで集まってやるのは中止にいたしまして、リモートで総会を開き、設立を決めたところでございます。実際取り組むのが再生可能エネルギー、それからMa a Sを基軸とした新しい取り組みということで、ようやく具体的な取り組みを始めたところでございます。Ma a Sにつきましては、今まさにさまざまな企画等を各市町村とも話し合いながら、実際にもう動いておりますが、そこにどんどん肉づけをしていくという部分に入ってきています。今事務的には、各市町村、関係団体と具体的な事業の部分を詰めているところでございますので、委員御指摘のとおり、おかれているというお話をいただきましたので、そこは進度を早めていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯澤匡委員 それでは、ILCの最近の情勢と今後の県の対応についてお伺いします。

一般質問でも一部議員から質問がありましたけれども、直近で11月29日の有識者会議の様子をちょっと教えていただきたいし、あと残すところ2月の最終段階、文部科学省の会議というのは、一つの足跡づくりみたいなものだと思っているのですが、今どういう方向で状況が進んでいるのか、それを県としてどう把握しているか教えてください。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 11月29日の第4回会議では、委員の質問に対する研究者からの説明、それから質疑、文部科学省から米欧4カ国との意見交換の状況報告がありまして、その後委員同士の意見交換が行われました。委員の意見交換で、文部科学省から3点ほどポイントを示されまして、それについての議論ということで、国際的な研究協力や費用分担の見通しについてと、あるいは学術的意義や国民及び科学コミュニティーの理解について、それから技術的成立性の明確化及びコスト見積りの妥当性、その他で準備研究所提案書についての意見もありました。それぞれ委員によって前向きな御意見の方もあれば、なかなか難しいのではないかなというような意見もあって、最後のほうでは有識



者会議として取りまとめがなかなか難しいといったような意見も委員の中から出ております。

それから、今後についてですけれども、事務レベルでは文部科学省にも様子は聞いたりもしているのですけれども、当初年内または年度内の取りまとめといったのは、年度内の取りまとめを目指しているというお話です。取りまとめの方向については、現時点ではさすがにまだわかりませんが、有識者会議に参加した研究者からは、課題の進捗状況について、委員にそれなりに御理解いただいたと聞いておりますし、それから日米欧5カ国の意見交換でも今後も引き続き意見交換を行うことが重要と各国の中で確認しておりますので、次の段階に移る具体的な活動につながる取りまとめになることを期待しております。

○飯澤匡委員 新聞報道でしかわからないのです。私も一般質問で言いましたけれども、最終的には国際プロジェクトなので、文部科学省の枠には収まらないのだらうと思います。したがって、KEKからの回答書が出たことに対するいろんな意見交換もまだだというふうに、私の中では位置づけています。今高橋副局長からお話があったように、恐らく有識者会議は一つにはまとまらないのだらうと、そもそもそういう方向で導くような性質のものでもないのではないかと考えています。

そうしますと、いよいよ次の段階なのです。この間達増知事も内閣府に要望に行ったようですけれども、今後、国会議員連盟も、河村建夫議員が勇退されて、かなり人の入れかえも余儀なくされると思いますが、その動向については何か情報がありますか。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 超党派の国会議員連盟等の動きにつきましては、具体的なところは伺っておりません。いずれ会長が変わるということで、検討されているというようなことは伺っていますが、具体的なところは承知しておりません。

○飯澤匡委員 藤原崇代議士が大分活躍をいただいているということは聞いておりますので、何とかその中枢の中に入って、御活躍をいただきたいという希望は私自身あるのですが、いずれ国会議員の自治の中で決まることでしょうかから、それを期待したいと思っております。

そこで、私は何回もこの委員会で申し上げておりますが、いろんな推進協議会などの流れに沿って岩手県としても動いてきたけれども、岩手県としてどういう準備があるのか、さっきの日本語教育にもかかわって、国際社会、国際地域文化を醸成していくためにどういう準備があるのかというのは、ただ単に達増知事が表玄関から行って要請するというのでは足りないのです。したがって、ILC推進局においては、今後岩手県がこの国際研究所を設立するというのを念頭に置いて、どういった産業構造をつくっていくのか、それから岩手県が主体となるのですから、どういう岩手県を目標にしてやっているのかということをやはり前広に情報発信していく必要があると思っております。

この件については、国会議員からも、岩手県の動向についてはそういう話は出ていない、そもそもILCの実現ということに関して、ILC推進局もつくられたのですが、そのさ

きのことについて一体どういうふうに進めていくのかと聞いています。これは、次の予算の議案なんかでもしっかりと見定めたいと思うのですが、私はもう遅きに失していると思います。岩手県が進むべき方針、ビジョンというものをしっかり示してやっついていかないと、後から決まりました、はい、やりますということでは、全くおくれをとってしまいます。前の委員長のときに、県内のさまざまな取り組みというのを拝見させていただきましたが、岩手県全体としての動きをどういうふうにしていくのかというのは、部分的には出てきているけれども、具体的には出てこない。その点について、どういう構想で進む用意があるのか、それともないのか、そこら辺をはっきり示してください。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 I L Cによる取り組みとしては、振興ビジョンを定めて、これに基づいて5本の柱立てで進めるということにしております。加速器産業の関係では、もちろんI L Cを見据えての取り組みですけれども、国内の研究機関などに対して加速器関係の仕事で入ることが実際の産業振興になりますし、将来のI L Cにもつながるということで、企業の参入支援などを行っています。

それから、多文化共生についても、I L Cが稼働すれば、研究者だけでなく御家族の受け入れ態勢を整えるということで、市町村との情報共有などの取り組みをしております、これからもそういった取り組みは続けていきたいと思っております。

○飯澤匡委員 だから、それだけでは足りないと言っているのです。私は常々言っているのですが、一次産業がこれによってどうやって付加価値がついていくかという部分がとても大事だと思うのです。衝突点の近くに住む方々は、土地を守って、その中でコミュニティーをつくってやっっているわけですから、やはり興味があるわけです。特定の先端部分の研究というのは、もう雲の上の人たちがやるのだというような話から派生していくと、今度は放射能や製造装置というように変なふうにならざるを得ないのです。そういうことが喧伝するのを防ぐためにも、地域にどういう化学変化があって、産業振興、付加価値がつくのかということビジョンとして示す必要があると思うのです。ただ単に多文化共生とか、連携とかではなくて、岩手県として今既存の産業をどうやって再生産につなげるのかとか、そこはI L C推進局だけではなくて、岩手県全体としてどういうビジョンがあるのかというのはぜひこれは示していく必要があると私は思っています。

その点については、I L C推進局はそこまでやる使命があると思っやっしているのか、やっっていないのだったら、これはまた別の部局にも働きかけなければならないし、今の状況でいくともったいないのです。決まりました、ではどうしましょうかではなくて、今から決まることを前提にいろんなことを仕掛けていかなければならない。仕掛けというのは大事なのです。その点についてはいかがですか。

○高橋I L C推進局長 世界最高水準の最先端科学技術の研究機関をつくるということで、世界の研究者を相手にした大きい話のところでのビジョンは確かに進んでおります。ただ、身近なところに地域資源をどう使っていくのかというのに具体的などころは見えないのではないのかというのは、委員御指摘のとおりかと思っております。

先ほど高橋副局長が答弁したとおり、教育ですとか、加速器関連産業の振興ですとか、取りかかりも早かったので、目に見えた形で進んでおりまして、そういった進んでいるところを伸ばしていくということとともに、もう少し地元の方々が、例えば外国人向けの商品ですとか、サービスの開発がどうなるのだとか、そこに新しい知識とか技術がどう生かされるのか、エリア全体をどうマネジメントしていくのか、そういったところで資本を外から呼び込む仕組みをどうするかとか、あるいは地域のマネジメントをどうするかといった議論を進めていかなければならないと思っております。

委員からは国家戦略特区のお話もいただいておりましたけれども、確かに 2024、2025 年ころまでは復興特区などもあって、そういった議論も庁内でしてはしておりますが、その辺は東北マスタープランのほうに引き継がれて、マスタープランで国家戦略特区の考え方を一部示してはしております。そこを具体化していかなければならないというところで、今東北レベルでまちづくりの研究を市町村と一緒にやっているということになりますけれども、今から動けるようにどんなことがあるかということについては、方法等具体化できるように関係部局等々と詰めていきたいと思っております。

○飯澤匡委員 これというのは日本で初めてなわけです。初めてだから何でもできるのです。ですから、岩手県としてのビジョンをしっかりとめて、岩手県の特性を生かすということが大事です。行く行くは、9月定例会の一般質問で質問したように、かなりの行動性を持った特区になるということも想定する必要があるのだと思います。そういう未来戦略を無駄になってもいいからしっかりつくっていくということが必要なのです。皆さん方、どうも固く固く、無駄な作業になるのではないかと感じてならないのですけれども、今までやったことのないことをやるということをしっかりやっていただきたい。これは、I L C 推進局だけではなくて、前にも石川政策企画部長にも言いましたけれども、系統的に戦略として描く必要があると思いますので、その点は次の令和4年度の予算にどのように反映されていくのか、しっかり見定めさせていただきたいと思っております。

それから、最後に申し上げますが、知事が表玄関から行って要望するだけではだめなのです。横のドアだったり、縁側から入ったり、後ろのドアから入ったり、そういう努力をしていかないと、岩手県はどのように考えているのかということになるのだと思います。この間の一般質問でも、行きました、要望しましたという答弁でしたが、これだけではだめなのです。いろんな人脈を使って、内閣府の人脈にも、そういうふう考えているのだとか、それが相手から逆ににじみ出てくるようであれば物にならない。そこら辺の努力は、知事みずからそうしているような気もするのだけれども、全く足りないと私は思います。だから、よく県民利益という言葉が出るけれども、この意味においては全く足りないとわざるを得ないと思っております。

前にも申し上げましたけれども、岩手県出身の官僚というのはいっぱいいるわけで、その人たちをどうやってうまく使っているのかという思いがあるのです。私の選挙区の旧大東町でもそれなりのキャリアの方もいるし、ノンキャリアの方もいるけれども、全く県と

の接触がないのです。非常に残念でなりません。私からは、今までの経験からいろいろ物を申すけれども、議員から言うのと行政当局から言うのでは全然違うから、その辺をどのように今後進めていきますか。I L Cに関しては、知事が内閣府に行って要望したというだけではどうにもならないです。

**○高橋 I L C 推進局長** 一般質問の知事答弁で、超党派国会議員連盟等の動きに連動して、国の政策全体の動向も含めて関係省庁に働きかけるといったような答弁をいたしましたけれども、そういった政策全体を見て臨機にということについては、I L C一本でいくということではなくて、I L Cに関連する動きなりがあれば、横道でも裏道でも、どんどんやっていくというようなことで事務的には考えております。

そうしたところで、いずれ表向きの答弁になりますが、復興庁に参りましたときには、やはり文部科学省の動向を注視していくことだと一通りの話しかいただけませんで、高橋副局長から答弁したとおりに、今後有識者会議が年度末ぐらいまでいって、その上で文部科学省としての見解を取りまとめることになるかを見通しておりますけれども、その段階において国の政策全体を動かしていけるような形で、超党派国会議員連盟の先生方とも一緒になって、そのタイミングを捉えて要望していく、突破口をつくっていくところと、あと県ゆかりの方を通じて、あるいはそういった方から紹介された人脈なりを通じて、I L Cの実現について、地元の熱意、取り組みを訴えていくといったような取り組みを進めてまいります。

**○飯澤匡委員** 最後にします。そこで、やっぱりビジョンというのは必要なのです。岩手県独自でこういうことを考えているというのを言っていないといけません。今高橋 I L C 推進局長から話があったように、ほとんどやっていないというのがよくわかりました。いずれこれはここまで来て逃したら大変なことになりますから、必死で取り組んでいかなければならない。そういう覚悟を持ってやっていただきたいと思います。その跡が見えないので、私もこういう厳しい質問になるのです。ぜひこれからきちっとやっていただかないと、逃したら本当に大変なことになりますから、よろしくお願いします。

**○高橋 稔至委員** 私も I L C の状況についてということで通告しておりましたが、一般質問を聞いて、そして今の飯澤匡委員の話も聞きながら、簡単に確認も含めて質問したいと思うのですが、まず一般質問で当局から省庁へ要望に行きましたという答弁がありました。具体的にどういう部局にどういう要請をして、そしてその反応はどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

**○高橋副局長兼事業推進課総括課長** 国のほうは、文部科学省、内閣府、復興庁、財務省、それから総務省の5カ所に出向いて、I L Cの実現等について要請しております。具体的には、ちょうど準備研究所の提案書が公表されたということで、研究者はこれをもって次の段階に進んでいきたいということがありますので、県としてもまず準備研究所の設立に向けて積極的に取り組んでほしいということと、I L Cは多様な意義、効果があるということで、省庁連携して、そういう全体的な取り組みとして進めてもらいたいということ

で要望しております。

○高橋穩至委員 反応はどうか。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 文部科学省でも、今ちょうど有識者会議をやっているの、まずその状況をきちんと確認していきたいという話がありましたし、他の省庁もやはりそういう意味では今この状況を見ている。ただ、I L Cの科学的な意義については理解しているというお話もいただいております。

○高橋穩至委員 雰囲気的に五つ回ってみて、中心になるのは文部科学省だと思うのですが、ほかの省庁はどういうスタンスでかかわっていると感じましたでしょうか。

○高橋 I L C 推進局長 今回の要望先としましては、先ほど言ったとおりの箇所でございます。文部科学省のほうは、準備研究所も含めて、計画全体の課題について進捗の状況を確認し、その状況を見て検討していく政府レベルでの国際的な意見交換を進めるといった答弁で、ただそれに対して復興庁なりは、先ほども言ったとおり、文部科学省の動向を注視していくという話でした。内閣府の野田地方創生担当大臣からは、カミオカンデのことも参考にして、もっと国民に認知されるように進めていく必要があるのではないかとといったようなこともお話しされていましたが、財務省の鈴木財務大臣は、非常に I L C に理解を持っていらっしゃるって、海外の政府の動向ですとか、あと有識者会議での状況等も御存じで、いずれ超党派議員連盟として何とか実現したいという思いがあるということまでお話をいただいております。

いずれ復興庁の西銘大臣も含め、野田大臣、鈴木大臣、皆さん超党派の国会議員連盟のほうに入っている先生方なわけですがけれども、国会では非常に理解も進んでいるといったところで、そういった方々の応援、御支援をいただいて、何とか前に進めていきたいと考えております。

○高橋穩至委員 私、この質問をしようと思ったのは、実は11月22日に自由民主党会派として文部科学省に要望に行きました。新型コロナウイルス感染症の関係で予算がだんだん厳しくなって、有識者会議のほうもただでさえ予算がなくなってくるのに、これに巨大に投資したら自分のほうに献金が回ってこないのではないかとか、さまざまなことから全然進んでいないどころか、もしかして後退しているのではないかとという雰囲気を感じてきて、危機感を持っておりました。

そんな中で、飯澤匡委員から話があったとおり、この国際研究機関が来ることの意味とか、I L C そのものの価値とか、そういう意義だけではなくて、実際国際連携した研究機関というのは今までないわけですし、結局日本がお金を出してやるのではなくて、共同して研究するわけですから、お金も人材も集まってくるわけですね。そこの意味というのは、文部科学省だけでとどまらない部分があって、そういった価値の共有というのはここで言っていないと、ただ単に最初の数年前には岩手県、東北地方を中心に復興の起点としたいといった話もあったのですがけれども、もはやそれだけでは全然だめで、やはり日本としての普遍的価値とか意義というのをもっと多方面から訴えていかないと、なかなか難

しいなという感じがして帰ってまいりました。それで今回質問したのですが、そういった取り組みを、やっぱり文部科学省が窓口ですから、どうしてもそっちに倣えみたいな雰囲気になってしまうのですけれども、そうではない取り組みをぜひ、先ほど飯澤匡委員からございました正面突破ではなくて、さまざまなほうから盛り上げ、周りから外堀を埋めるというような作戦を立ててほしいのですがいかがですか。

○高橋 I L C 推進局長 委員おっしゃるとおり、国際的な研究機関を設けるということについて、単に国内研究所を基に国際文化による実験プロジェクトを設けるというのではなくて、ゼロから国際研究機関を日本に誘致するという大きな構想なわけですがけれども、そこについて逆にボトムアップ型で進んでいるので、どう進めていくのかというのがなかなか見えてこないといったところもあるのかなと思っております。文部科学省とは、要望のほかには個別に意見交換をしていますけれども、いずれ有識者会議については準備研究所についての提案についてどう答えるのかという観点で、もう少し議論していただきたいといったことを申し上げておりましたので、そういったような動きを見ていくとともに、一般質問では総合的な安全保障の観点といったようなこともありましたけれども、10月には経済安全保障担当相が内閣にできて、科学技術担当もされていく方といったようなこともありますので、そういったところへ、まずは私どもが何とか働きかけていくことができないかといったことをこれから進めていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目については、交通事故の現状と交通安全教育についてとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任を願います。

おって、継続審査及び継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。